

徳島県立椿泊漁港荷さばき所 管理運営業務要求水準書

令和7年7月

徳島県農林水産部生産基盤課

目 次

1	管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	1
	（1）休業日	1
	（2）供用時間	1
	（3）利用の許可	1
3	管理運営体制	2
4	業務の委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	3
	（1）事業報告書等	3
	（2）セルフモニタリング	3
	（3）実地調査	3
7	情報管理	3
	（1）業務の実施を通じて知り得た情報	3
	（2）個人情報	3
8	情報公開	3
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
	（1）対応マニュアルの作成	4
	（2）報告	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	4
	（1）火災保険	4
	（2）施設賠償責任保険	4
13	納付金及び経理等について	4
	（1）納付金の額	4

(2) 帳簿及び会計証拠書類	4
14 原状回復義務	5
(1) 指定期間の満了等による場合	5
(2) き損滅失した場合	5
15 備品の管理	5
16 業務の内容	5
(1) 施設の運営業務	5
(2) 施設の維持管理業務	6
(3) 利用の許可等に関する業務	7
(4) 利用料の徴収に関する業務	7
17 県と指定管理者の役割分担	8
18 業務不履行時の手続き	8
19 協 議	8

徳島県立椿泊漁港荷さばき所管理運営業務要求水準書

椿泊漁港に指定管理漁港施設として徳島県（以下「県」という。）が整備を進めている椿泊漁港荷さばき所（以下「荷さばき所」という。）の、指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 管理運営に関する基本的な考え方

荷さばき所の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 荷さばき所が、水産物の流通拠点として近隣の水産物の水揚げを集約し、高度な衛生管理により水産物を取り扱うことで魚価を向上させ、もって本県水産業の振興に寄与する目的で設置されることを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (5) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

2 管理の基準

(1) 休所日

休所日は、事前に知事の承認を受けて指定管理者が定める。また、承認を受けた休所日を変更するときも同様とする。

(2) 供用時間

供用時間は、事前に知事の承認を受けて指定管理者が定める。また、承認を受けた供用時間を変更するときも同様とする。

(3) 利用の許可

指定管理者は、徳島県漁港管理条例（以下「条例」という。）別表第3に掲げる施設の利用者に対し、利用の許可を行う。許可にあたっては、平等かつ公平な利用の確保に留意すること。

指定管理者は、条例第22条の各号に該当するときは、利用の許可を拒むことができる。

指定管理者は、条例第23条の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の許可に付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。なお総括責任者は嘱託職員等ではなく、正規職員であること。
- (2) 水産物の水揚げ、選別、入札等から出荷までの一連の業務（以下「荷さばき業務」という。）の実施に必要な知識やノウハウ、経験を有する者を配置すること。
- (3) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (4) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (5) 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

なお、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、原則二者以上から見積書を徴収し、業者を決定するものとし、一者随意契約を行う際には、業者選定理由を示すこと。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- (1) 地方自治法
- (2) 労働基準法はじめ労働関係法令
- (3) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (4) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (5) 徳島県漁港管理条例
- (6) 徳島県漁港管理条例施行規則
- (7) 徳島県個人情報保護条例
- (8) 徳島県情報公開条例
- (9) 消防法、水道法、建築基準法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (10) その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理業者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は、施設の効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施するとともに、業務の実施状況を定期的に報告すること。

なお、様式等詳細については基本協定において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、翌月10日までに、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後30日以内に、本件施設の管理運営業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営に資するため、指定管理者に対し、必要に応じて行う業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

必要な措置の詳細については、基本協定書において定めることとする。

8 情報公開

徳島県情報公開条例第28条の規定に基づき、荷さばき所の管理業務に関する部分について、県民からの情報公開請求に対応できるように、指定管理者は、保有する情報の公開に関する規程等（県民からの公開請求に対応できる制度）を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 対応マニュアルの作成

指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を訓練・指導すること。

(2) 報告

指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要性が生じたとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

11 施設の目的外使用許可

自動販売機の設置等、施設の目的外使用許可については県が行う。

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

被保険者を県及び指定管理者とする賠償責任保険に加入し、当該保険料は指定管理者が負担する。

補償額については、次の限度額以上の保険に加入すること。

1名あたり限度額 2億円

1事故あたり限度額 10億円

13 納付金及び経理等について

(1) 納付金の額

指定管理者は、荷さばき所の運営により得られる施設の利用料金収入等が管理運営費を上回った場合には、上回った金額の額の2分の1（1円未満の端数は切捨て）を県に納付し、残り2分の1を自らの収入として得ることができるものとする。

(2) 独立会計

指定管理者は、荷さばき所の管理運営に関する収支を、指定管理者が行う他の事業と切り離して、独立した会計として取り扱わなければならない。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

14 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復しなければならない。

(2) き損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備をき損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

15 備品の管理

備品については、次により管理することとする。

- (1) 県は、参考資料4「備品一覧（予定）」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。
- (2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件20万円未満の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施することとし、当該県有備品の所有権は県に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品をき損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達することとし、当該県有備品の所有権は県に帰属するものとする。
- (4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

16 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料1～5を参照のこと。

(1) 施設の運営業務

ア 共通事項

- (ア) 業務の適正な履行のため、必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- (イ) 職員の勤務形態は、荷さばき所の運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修並びに必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ 荷さばき業務

- (ア) 漁業者が水揚げする水産物を、委託を受け又は買い受けて、入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法により卸売を実施すること。

(イ) 水産庁が示す漁港における衛生管理基準（令和3年6月1日付け3水港第964号 水産庁漁港漁場整備部長通知）及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 魚介類競り売り営業（全国漁業協同組合連合会）を参考に衛生管理対策を実施すること。

※参考 https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_guideline/attach/pdf/index-42.pdf

※参考 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000650435.pdf>

(ウ) 水産物の販売の委託の申込みがあった場合は、次に掲げる正当な理由がある場合を除き、その引き受けを拒まないこと。

- a 販売の委託の申込みがあった水産物が食品衛生上有害である場合
- b 販売の委託の申込みがあった水産物が過去に全て残品となり販売に至らなかった水産物と品質が同程度であると指定管理者が認める場合
- c 荷さばき所の受入能力を超える場合
- d 販売の委託の申込みがあった水産物に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- e 販売の委託の申込みが通常の売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）に基づかない場合
- f 販売の委託の申込みが荷さばき所以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- g 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ウ 利用推進業務（指定管理者が自ら行う業務（自主事業）を含む）

(ア) 周辺の漁業協同組合と有機的な連携を図ること。

(イ) 自主事業は、施設の設置目的に合致したものである必要があり、自主事業の実施に当たっては事前に県の承認を得ること。

※ 自主事業

自主事業とは、指定管理者が施設の利用推進を目的として自主的に行うイベント事業を言う。特に企業協賛イベント、有料イベント等により管理運営費の負担軽減をすることも可能。

(2) 施設の維持管理業務

ア 清掃業務

(ア) 衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。

(イ) 日常清掃、定期清掃等の清掃内容による実施計画を作成、履行すること。

イ 施設警備業務

施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警

戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ること。

ウ 設備運転管理等業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、電気設備、機械設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。

エ 構築物・工作物・備品等維持管理業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検、清掃、消毒及び修繕等を実施すること。

オ メーカー等発注業務

業者の選定については、競争原理を追求したものとなるよう、可能な限り相見積りを行うこと。

カ 修繕業務

修繕の対象は県有の施設・設備、備品のみが対象となり、業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等、大規模修繕（荷さばき所の機能を変更することを目的とする修繕及び耐用年数を著しく延長することとなる修繕を言う。）以外の修繕を実施すること。

指定管理者は、1件につき100万円未満（備品の更新については20万円未満）の修繕を実施するものとする。

また、指定管理者が10万円を超える修繕を執行する際には、原則2者以上により見積書を徴収し業者を決定するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと。

なお、指定管理者の負担する修繕費は年度ごとに200万円を上限とし、それを超えた額は県が負担するものとする。

（3）利用の許可等に関する業務

ア 条例第21条の規定に基づき、利用の許可をすること。

イ 条例第22条の規定に基づき、利用の許可の制限を行うこと。

ウ 条例第23条の規定に基づき、利用の許可を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止を命ずること。

（4）利用料の徴収に関する業務

ア 条例第25条第2項の規定に基づき、利用料金の額について、別表第3に掲げる基準額を超えない範囲で、知事の承認を得て決定又は変更すること。

イ 条例第25条第4項の規定に基づき、利用料金を自らの収入として収受すること。

ウ 条例第25条第5項の規定に基づき、利用料金の減免基準について、知事の承認を得て決定又は変更すること。

17 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	利用許可に関すること	○	
②	施設設備の維持管理（清掃等を含む）	○	
③	機械設備の保守点検	○	
④	敷地内の環境保全	○	
⑤	安全衛生管理	○	
⑥	物品の保管・管理	○	
⑦	利用促進事業の企画、運営	○	
⑧	施設設備の修繕（1件につき100万円未満）	○	
⑨	施設設備の修繕（1件につき100万円以上）		○
⑩	事故、火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑪	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑫	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑬	火災共済保険加入		○
⑭	包括的な管理責任		○

18 業務不履行時の手続き

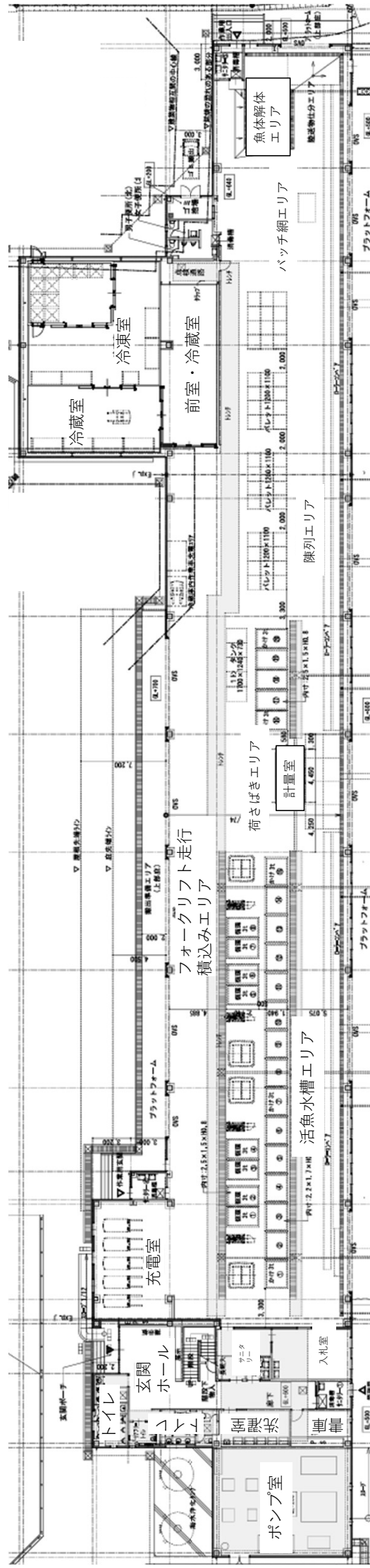
指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は、指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県は、モニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を徴収する。
- (5) 違約金の設定については、基本協定書（案）の別紙3を参照すること。
- (6) 県は、（1）から（4）を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

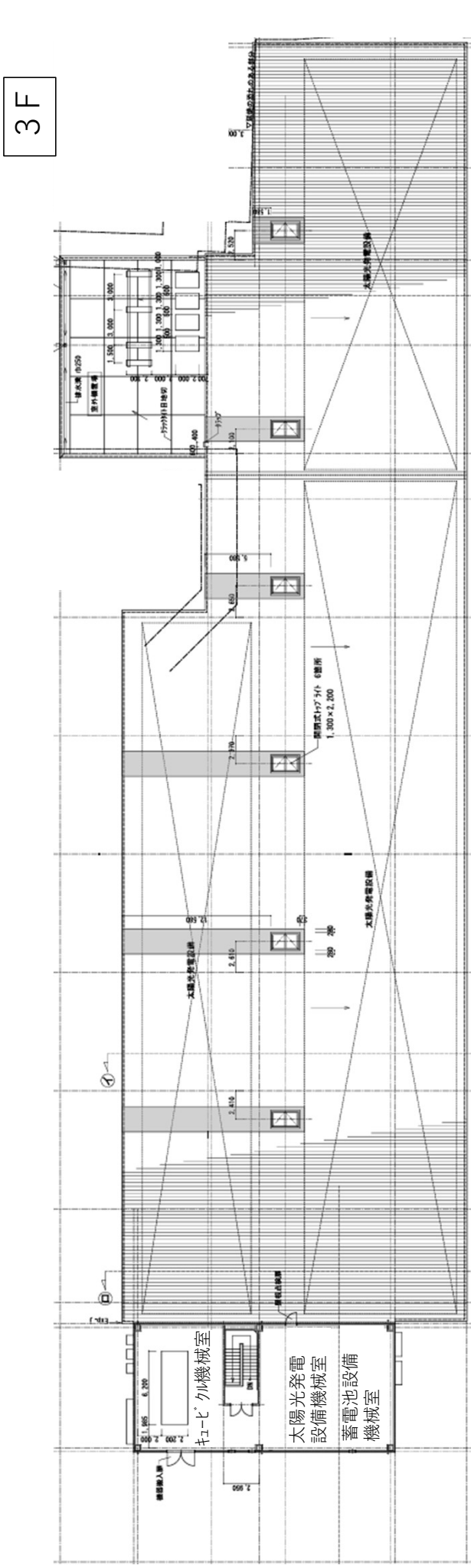
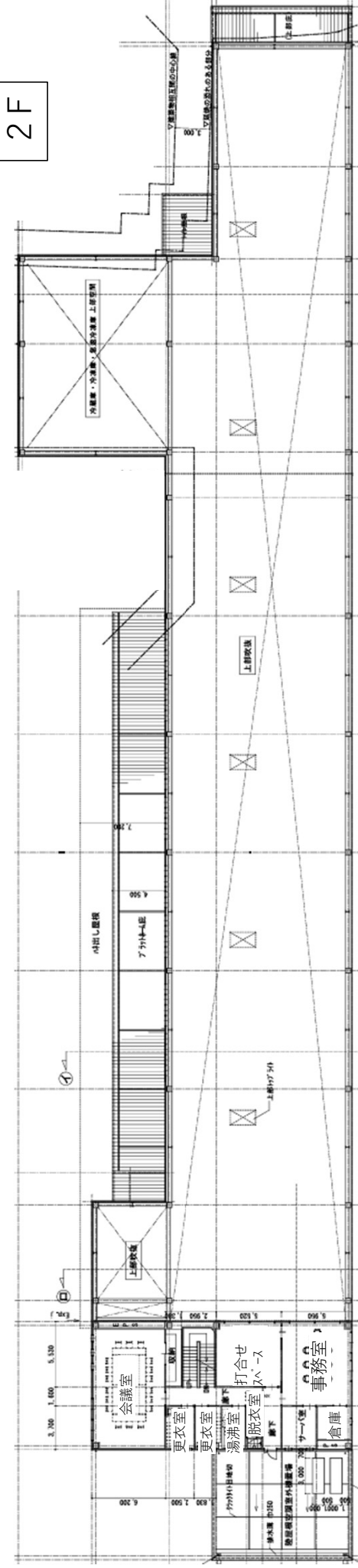
19 協 議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

- 参考資料1 施設配置図
- 参考資料2 管理運営体制の想定
- 参考資料3 施設等の維持管理に関する業務基準表
- 参考資料4 備品一覧（予定）



(クレーン)



参考資料2

管理運営体制の想定

荷さばき業務の実施に必要な知識やノウハウ経験を有する者 8名程度
その他庶務担当職員 1名

合計9名程度

※ 9名から総括責任者（正規職員）1名、防火管理者1名を選任

対象施設・設備	適用	法定	管理の内容	実施頻度
建築物及び敷地の構造	敷地・地盤 建築物の外部 屋上と屋根 建築物の内部 避難施設	○	建築基準法第12条第2項に基づく定期点検	1回/3年
建築設備	給排水設備 換気設備 非常照明設備 排煙設備	○	建築基準法第12条第4項に基づく定期点検	1回/年
防火設備	防火扉 防火シャッター 耐火クロススクリーン 水膜を形成する防火設備	○	建築基準法第12条第4項に基づく定期点検	1回/年
浄化槽	合併浄化槽（30人槽）	○	浄化槽法7条に基づく検査	○年○月～○年○月（時期未定）
		○	浄化槽法10条に基づく保守点検 清掃	1回/3月 1～2回/年
		○	浄化槽法11条に基づく定期検査	1回/年
電気設備	高圧受変電設備（キュービクル）	○	電気事業法第42条（保安規程）に基づく保安点検	1回/月
				1回/年
消防用設備	自動火災報知設備 屋内消火栓	○	消防法第17条の3の3に基づく機器点検 総合点検	2回/年 1回/年
クレーン	ジブクレーン（耐荷重2 t）	○	クレーン等安全規則第34条第1項に基づく自主検査	1回/年
		○	クレーン等安全規則第35条第1項に基づく自主検査	1回/月
		○	クレーン等安全規則第36条第1項に基づく点検	1回/作業開始時

※仕様が決定していない設備があるため、設備の仕様の決定により項目が追加・変更される可能性があります。

樁泊荷さばき所 備品一覧(案)

No	階数	部屋名		メーカー	品 名		品 番	数 量	単位
1	1F	玄関	ホール	オカムラ	傘立て	オープンタイプ 5 4 本収納	L975AC A01	1	台
2	1F	玄関	ホール		モニター	55インチ		2	台
3	1F	玄関	ホール		防犯カメラ	ドーム型、筒型		1	式
4	1F	玄関	男子便所(南)		小型電気温水器			3	台
5	1F	玄関	男子便所(南)		ハンドドライヤー			1	台
6	1F	玄関	女子便所(南)		小型電気温水器			3	台
7	1F	玄関	女子便所(南)		ハンドドライヤー			1	台
8	1F	玄関	多目的便所		小型電気温水器			1	台
9	1F	計量室		オカムラ	デスク	フリーウェイ デスク 片面フリースタANDING パネル脚タイプ	DP19EA MK28	1	台
10	1F	計量室		オカムラ	配線カバー	フリーウェイ 配線カバー 開閉式 片面用	DP96AA Z975	1	台
11	1F	計量室		オカムラ	椅子	C G - M 肘なし 背メッシュ ハンガー無 ホワイ トボディ グレー脚 ナイロンキャスター	CG11WR FZK2	3	脚
12	1F	計量室			モニター	55インチ		2	台
13	1F	計量室			PC			1	式
14	1F	荷さばき室		藤田鐵工所	ベルトコンベア			1	式
15	1F	荷さばき室		共栄造機	フィッシュポンプ			1	式
16	1F	荷さばき室		共栄造機	アイスジェッター			1	式
17	1F	荷さばき室			水槽			1	式
18	1F	荷さばき室		ヤンマー船用	活魚水槽 1			1	式
19	1F	荷さばき室		ヤンマー船用	活魚水槽 2			1	式
20	1F	荷さばき室		ヤンマー船用	活魚水槽ユニット			1	式
21	1F	荷さばき室			ルーツフロア			1	式
22	1F	荷さばき室			パレット			1	式
23	1F	荷さばき室			魚箱			1	式
24	1F	荷さばき室			1 t タンク			1	式
25	1F	荷さばき室	中央サニタリ		小型電気温水器			2	台
26	1F	荷さばき室	中央サニタリ		自動手指洗浄消毒器			2	台
27	1F	荷さばき室	中央サニタリ		ハンドドライヤー			1	台
28	1F	荷さばき室	中央サニタリ		長靴置 (大)	2 0 人分程度		1	台
29	1F	荷さばき室	山側サニタリ (南)		小型電気温水器			2	台
30	1F	荷さばき室	山側サニタリ (南)		自動手指洗浄消毒器			2	台
31	1F	荷さばき室	山側サニタリ (南)		ハンドドライヤー			1	台
32	1F	荷さばき室	山側サニタリ (北)		小型電気温水器			2	台
33	1F	荷さばき室	山側サニタリ (北)		自動手指洗浄消毒器			2	台
34	1F	荷さばき室	山側サニタリ (北)		ハンドドライヤー			1	台
35	1F	荷さばき室	海側サニタリ		小型電気温水器			1	台
36	1F	荷さばき室	海側サニタリ		自動手指洗浄消毒器			1	台
37	1F	荷さばき室	海側サニタリ		ハンドドライヤー			1	台

38	1F	荷さばき室	海側サニタリー		長靴置（小）	10人分程度		1	台
39	1F	荷さばき室	男子便所(北)		小型電気温水器			1	台
40	1F	荷さばき室	男子便所(北)		ハンドドライヤー			1	台
41	1F	荷さばき室	女子便所(北)		小型電気温水器			1	台
42	1F	荷さばき室	女子便所(北)		ハンドドライヤー			1	台
43	1F	荷さばき室			無線アクセスポイント			4	台
44	1F	荷さばき室			屋内消火栓（埋込式）	HB-1A		2	基
45	1F	荷さばき室			屋内消火栓（露出式）	HB-1B		2	基
46	1F	荷さばき室			高圧洗浄機			1	式
47	1F	荷さばき室			電子秤			4	台
48	1F	荷さばき室			タブレット（i-PAD）			5	台
49	1F	荷さばき室			防犯カメラ	ドーム型、筒型		1	式
50	1F	荷さばき室			モニター（船名確認用）	30インチ程度		2	台
51	1F	仲買休憩室	オカムラ	片面テーブル 2連	アルトピアツツア 片面テーブル 2連 プレーン 本体ブラック	MB2RJL MX52		1	台
52	1F	仲買休憩室	オカムラ	片面テーブル 1連	アルトピアツツア 片面テーブル 1連 プレーン 本体ブラック	MB2NJL MX52		1	台
53	1F	仲買休憩室	オカムラ	チェア	9370チェア 4本脚 ブラックシェル 座パッドなし ブラックフレーム	9370DA GA97		6	脚
54	1F	仲買休憩室			小型電気温水器	小型電気温水器		2	台
55	1F	ポンプ室			取水ポンプユニット			1	式
56	1F	ポンプ室			取水ヘッダー			1	式
57	1F	ポンプ室			真空ポンプユニット			1	式
58	1F	ポンプ室			取水ストレーナ			1	式
59	1F	ポンプ室			清浄海水動力制御盤			1	式
60	1F	ポンプ室			ろ過器制御盤			1	式
61	1F	ポンプ室			送水ポンプユニット1			1	式
62	1F	ポンプ室			送水ポンプユニット2			1	式
63	1F	ポンプ室			紫外線殺菌装置			1	式
64	1F	ポンプ室			電解殺菌装置			1	式
65	1F	ポンプ室			消火ポンプユニット			1	台
66	1F	ポンプ室			補助加圧ポンプ			1	台
67	1F	冷凍・冷蔵庫			冷却ユニット①	冷凍庫用		1	式
68	1F	冷凍・冷蔵庫			冷却ユニット②	冷蔵庫用		1	式
69	1F	冷凍・冷蔵庫			除湿機	天吊形産業用(三菱電機)、KEH-P08A1-SUS-BKN、3φ200V 0.8kw		3	台
70	1F	冷凍・冷蔵庫			パレットラック(単体型)	2400H×1100D×2500W、6P型（パイ型）、2t/段、2段		5	基
71	1F	冷凍・冷蔵庫			パレットラック(連結型)	2400H×1100D×2500W、6P型（パイ型）、2t/段、2段		7	基
72	1F	冷凍・冷蔵庫			フォークリフト	電動、低温対応		1	式
73	1F	冷凍・冷蔵庫			パレット			1	式
74	1F	プラットフォーム			グリース・トラップ			1	基
75	1F	外部	便所(南)横	ヤンマー・船用	ろ過槽			1	槽
76	1F	外部	便所(南)横	ヤンマー・船用	貯水槽			1	槽

77	1F	外部	便所(南)横		合併処理浄化槽30人槽			1	槽
78	1F	外部	便所(南)横		受水槽付加圧給水ポンプユニット			1	基
79	1F	外部	便所(北)横		汚物中継槽ユニット			1	基
80	1F	外部			屋外喫煙ブース	SMOKINGSITE、TYPE-A（6～7人用）、 W3075×D2025×H2170		3	台
81	2F	会議室		オカムラ	机	フラプター ホワイト脚 棚板無 幕板無	81F1LX MK37	6	台
82	2F	会議室		オカムラ	椅子	クッテ クローズ脚 座パッドタイプ 背パッドなし シル バーフレーム ブラックシエル	8105VB PD31	18	脚
83	2F	事務室		オカムラ	デスク	フリーウェイ デスク 両面フリースタANDING パネル脚 タイプ	DPC5AA MK28	1	台
84	2F	事務室		オカムラ	配線カバー	フリーウェイ 配線カバー 開閉式 両面用	DP95AA Z975	1	台
85	2F	事務室		オカムラ	椅子	C G - M 肘なし 背メッシュ ハンガー無 ホワイトボ ディ グレー脚 ナイロンキャスター	CG11WR FZK2	6	脚
86	2F	事務室		オカムラ	平机(引き出し付き)	アドバンス 平机 引出付 (A 3 対応) 標準タイプ L 脚	3V2NAH MK28	1	台
87	2F	事務室		オカムラ	ワゴン	ワゴン A 4 × 2 段 + ベントレー シリンダー錠 フロント 把手	DNC1CX Z975	2	台
88	2F	事務室		オカムラ	椅子	C G - M 固定肘 背メッシュ ハンガー無 ホワイト ボディ グレー脚 ナイロンキャスター	CG21WR FZK2	1	脚
89	2F	事務室			PC			1	式
90	2F	事務室			屋内消火栓（埋込式）	HB-1A		1	基
91	2F	事務室			防犯カメラ	ドーム型、筒型		1	基
92	2F	打合せスペース		オカムラ	机	フラプター ホワイト脚 棚板無 幕板無	81F1LX MK37	2	台
93	2F	打合せスペース		オカムラ	折りたたみ椅子	クッテ クローズ脚 座パッドタイプ 背パッドなし シル バーフレーム ブラックシエル	8105VB PD31	50	脚
94	2F	打合せスペース		オカムラ	机	クッテ ドーリー プレーンタイプ・座パッドタイプ用	8105DD Z721	2	台
95	2F	湯沸室			小型電気温水器			1	台
96	2F	湯沸室			電気温水器			1	台
97	2F	女子更衣室		オカムラ	ロッカー 3人用	F Z ロッカー 3人用シリンダー錠 インジケーター付	4553FZ ZA75	2	台
98	2F	男子更衣室		オカムラ	ロッカー 3人用	F Z ロッカー 3人用シリンダー錠 インジケーター付	4553FZ ZA75	2	台
99	2F	職員休憩室		オカムラ	片面テーブル 1連	アルトビアツァ 片面テーブル 1連 プレーン 本体ブ ラック	MB2NLL MW73	1	台
100	2F	職員休憩室		オカムラ	チェア	9 3 7 0 チェア 4本脚 ブラックシエル 座パッド なし ブラックフレーム	9370DA GA97	3	脚
101	2F	倉庫		オカムラ	軽量棚	6 3 軽量棚 オープンA 天地6段	63Y6AN ZA75	2	台
102	2F	倉庫		オカムラ	軽量棚	6 3 軽量棚 オープンA 天地6段	63Y6AZ ZA75	1	台
103	2F	倉庫		オカムラ	軽量棚	6 3 軽量棚 オープンA 天地6段	63Y6AC ZA75	1	台
104	2F	倉庫		オカムラ	棚連結金具セット	6 3 型 連結金具セット（6セット入り、ボルト付）	63115Y T03	2	台
105	2F	陸屋根			屋外喫煙ブース	SMOKINGSITE、TYPE-A（6～7人用）、 W3075×D2025×H2170		1	台
106	3F	電気室			屋内消火栓（埋込式）	HB-1A		1	基

※今後、備品が増える可能性があります。